

県の広報媒体について

添付資料 22

県の平成18年度の広報媒体は、次のとおりです。

利用の可否は、全庁的な視点から決定されます(留意点参照)。

1 印刷媒体

種別	内容	発行日等	対象及び発行部数
県のたより	「かながわ情報館」で、各月の講座や催し、施設状況等を掲載。	通常号 毎月1日発行 タブロイド判、8ページ	全世帯対象 H16年度月平均3,283 千部
紙面購入	神奈川新聞紙上に「県民の窓」を設け、お知らせ事項を掲載。	週6回(月曜、休刊日を除く毎日)	1回約450字

2 視聴覚媒体

媒体	番組名	放送日時	放送局等
テレビ	TRY! 神奈川	毎週日曜日9:30～10:00	tvkテレビ
	かながわウオーク	毎週土曜日11:45～12:00	
	神奈川県からのお知らせ	毎週月～金曜日 22:55～23:00	
ラジオ	かながわ情報BOX	毎週木曜日10:00～10:15	R Fラジオ日本
	KANAGAWA MORNING WINDS	毎週月～木曜日 8:35～8:40	Fm yokohama
	神奈川県情報	毎週月曜日11:50～11:55	NHK FM
文字放送	ホットEYE かながわ	毎日0:00～24:00	日本文字放送510#

3 印刷・視聴覚媒体以外

媒体	内容	URL
県のホームページ	「お知らせ掲示板」で催しや講座等を掲載。	URL http://www.pref.kanagawa.jp/ 携帯 URL http://www.pref.kanagawa.jp/i/

留意点

県のたより : 「かながわ情報館」は、掲載希望月2カ月前に担当課から原稿を広報県民課に提出し、広報県民課によって掲載の可否が判断される。

テレビ・ラジオ番組: 放送希望月の3カ月前に担当課から企画テーマを広報県民課に提出し、広報県民課がヒアリングを行い番組適性を判断する。